

〔居宅療養管理のサービス提供に係る重要事項等説明書〕

1. 事業者概要

事業者名称	HYUGA PRIMARY CARE株式会社【 店 】
事業所の所在地	【 店 】
介護事業者指定番号	【 店 】
代表者名	黒木 哲史
電話番号	【 店 】

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、【 店 】の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導サービス】

- ① 事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

【在宅患者緊急時等共同指導】(医療保険の適用)

- ① 事業所の薬剤師が、患者様の体調の急変や状態の変化に伴い、主治医の求めにより、医師や歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー等と共同で患者様宅を訪問し、カンファレンスを行った上で必要な薬学的管理指導を実施致します。

【退院時共同指導】(医療保険の適用)

- ① 医療機関に入院中の患者様について、退院後の訪問薬剤管理指導を担う薬局として、入院している医療機関を訪問し、医師又は看護師等と共同で退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明を行います。

4. 提供するサービスの利用に関する介護報酬・調剤報酬 (2024年6月現在)

【居宅療養管理指導サービスの利用に関する介護報酬】(介護保険制度の規定)

① 居宅療養管理指導サービス費用として

- ・単一建物居住者が1人(同じ建物での同月のご利用者様が、お一人様の場合) 518単位/回 (月4回迄)
- ・単一建物居住者が2人～9人(同じ建物で同月のご利用者様が、2名～9名様の場合) 379単位/回 (月4回迄)
- ・単一建物居住者が10人以上(同じ建物で同月のご利用者様が、10名様以上の場合) 342単位/回 (月4回迄)

注1) ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所にご入居されている利用者様につきましては、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数としてみなされます。また、1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅療養管理指導費は、利用者様ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定いたします。さらに、居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該居宅療養管理指導事業所が居宅

療養管理指導を行う利用者様の人数が、当該建築物の戸数の 10%以下の場合又は当該建築物の戸数が 20 戸未満であって、当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定いたします。

- ② 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合 46単位/回(月4回迄)
- ③ 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合1回当たり100単位を加算
がん末期患者及び中心静脈栄養を使用している場合は、週2回(月8回まで)
- ④ 在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して、その投薬及び保管の状況、副作用の有無等を確認し、必要な薬学的指導を行った場合 250単位/回
- ⑤在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、その投薬及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的指導を行った場合 150単位/回

【在宅患者緊急時等共同指導に関する調剤報酬】

在宅患者緊急時等共同指導料 700点(医療保険)

【退院時共同指導に関する調剤報酬】

退院時共同指導料 600点(医療保険)

注1) 上記の利用料等は、いずれも厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定し、これを適用することとします。

5. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	勤務体制及び勤務時間
薬剤師	【 名】	【常勤者 名・非常勤者 名 午前 ~午後】

6. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師	：【 名】
責任者	：【 名】

- ① 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ② 当事業所は、正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

7. 薬局間の連携によるバックアップ体制

緊急時等でもお薬を滞りなくご自宅へお持ちする為に、患者様宅の近隣のHYUGA PRIMARY CARE株式会社が運営する薬局(在宅協力薬局)と連携して、そちらの薬局よりお薬をお持ちする場合がございます。また、より迅速な対応を実施するために、担当店舗を変更する場合がございます。

8. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

営業日	【 日】
営業時間	【 時間】

9. 緊急時の対応及び苦情申立窓口

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医又は医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
- ③ 重要事項等説明書又は当事業所のサービス提供について、苦情や相談があれば下記までご連絡下さい。
連絡先：092-558-2120(本社)

※ 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については上記となります。

【 名】に部分については、「担当する薬局の概要や担当者」等個別にご提示いたします。